

## ⑥企業・従業員による差別事件

和歌山県では、和歌山県と橋本市が誘致した企業、光通信グループ⑭ライズシェア社が、二〇〇五年一月二四日、社員研修で業績成績のランクづけに、賤称語を使っていたことが明らかになった。

内容は、業務成績をあらわす数字の横に「農民」「小作農民」「エタ・非人」などの表記とともに「農民の生活もできない最下層」「人間じゃない何か」などの注釈をつけ、差別を利用して社員に業務成績を上げさせるための研修をおこなったもの。同社は、二〇〇五年五月から橋本市内で業務をおこなっている。

これまで二度の確認会が開催されているが、研修をおこなった本人の差別性と会社全体の人権意識のなさが浮き彫りとなった。とくに「研修資料に書いた賤称語であるエタ・非人を、どういうつもりで書いたのか」との問いに、「身分制度をおもしろおかしく表現した」と答えるなど、本人の差別意識が明らかとなっている。また、会社側もチェックしていないばかりか、何が差別なのかまったく理解できない状況であり、さらに、親会社である光通信は、多くのグループ会社を統括しているにもかかわらず、人権同和研修に取り組んでいないことも明らかとなった。

同和地区かどうかを問い合わせる宅建・不動産業者による差別問い合わせ事件が、近年、滋賀県、長野県で発覚しているが、二〇〇六年度も神奈川県、東京都、大阪府で起きている。

二〇〇六年七月七日、東京都内所在の⑭N開発企面部社員二名が横浜市まちづくり中高層調整課を訪れ、市内に大規模共同住宅を計画しているとして、市側から関係条例や手続きの説明を受けた後、「周辺の同和地区を教えて欲しい」と部落の所在地を問い合わせた。市担当課はその理由を尋ね、「内容が変わるわけではない。…聞く意味はない」と応じたが、N社員は次に人権問題を担当する市民活力推進局を訪れ、再度部落の所在地確認を求めた。対応した市人権課は「差別に繋がる」と指摘し、N社の見解と人権研修の報告を求めているが、N社社員は個人の問題で会社には無関係との対応を続けている。

東京都では、T不動産会社・店長が荒川区の被差別部落の土地を住宅建設予定地として調査をおこなった際、二〇〇六年四月一九日に荒川区役所を訪問し、建設予定地が「同和地区かどうか」の問い合わせをおこなった。

確認会で明らかになったところでは、この店長が住環境の現地確認調査に入ったとき、通りがかりの年配の女性が「この辺は『同和』と呼ばれているので、私は住みたくない」という言葉を聞いて、会社に戻り、住宅地図を見て住宅建設予定地の近隣に「部落解放同盟荒川支部」と表示されていることを知り、荒川区役所に行き、この住宅建設予定地が「同和地区かどうか分からないので教えて欲しい」と尋ねたという事件である。

大阪府でも、一九八九年から二〇〇五年までで大阪府が把握した宅地建物取引などに関わる差別事象は一一九件におよんでいる。また、取引物件が部落にあるかどうかを教えることが「差別とは一概にいけない」とする宅建業者が約四一五〇社中、半数（大阪府二

〇〇三年宅建業者人権問題実態調査)におよんでいる。

二〇〇六年四月には、富田林市内の病院に配属されたC研修医が、藤井寺市にある賃貸住宅業者を通じて富田林市E町に転居したところ、病院の同僚職員から「E町は同和地区で怖いところやで」と聞き、C研修医は業者に「E町は同和地区と聞いたが」と抗議の電話を行い、その業者の主任が「それならば確かめる」として、人権文化センターに問い合わせをした。

さらに、六月には、内部告発で、北区役所に差別記載のFAXが送られる事件が発覚している。F社と提携するG社の社員が、F社社員の大阪への転勤に際し、住宅の参考物件の資料をFAXする際、物件の説明の表紙に、「大阪市で避けたい場所は浪速区西成区生野区平野区等ですが、関西では関東ではほとんど意識しない地域（被差別地域）がありますので、信頼のおける業者を利用してください」と書き、転勤予定者に送ったという事件である。

同じく六月、不動産ディベロッパーH社のI社員が、大阪市鶴見区において土地の購入・マンションの販売を企画したが、そこが同和地区ではないかという疑念を抱き、鶴見区役所に同和地区かどうかを問い合わせている。区役所職員にI社員は自らの会社名・名前をつけ、「そこが同和地区であれば、住宅開発を考えなければならない」と発言した。

こうした宅建・不動産業者による差別問い合わせ事件は、部落に対する忌避意識から市民が部落や部落を含む校区にある取引物件を避ける傾向があり、それを口実にした宅建・不動産業者の差別性を反映した結果といえる。こうした事件の背景には、部落出身者や外国人、高齢者などを民間住宅から排除する行為をまったく規制していない「宅地建物取引業法」の問題が指摘されている。

その他、大阪府では、大阪人権博物館での研修時に、A信用金庫の新社員Bが同僚職員に対し、指を四本出し、「これどういう意味か知っているか」と聞き、「これは部落をさすんや」と発言した事件、府内商工会のJ経営指導員が、商工会連合会・商工会議所主催の指導員研修の休憩時に、友人の経営指導員に対し、人権研修を指して「よつの研修、今度あるんけ」と発言する事件が起きている。

香川県でもコンビニエンスストア店長による差別発言事件が報告されるなど、全体として企業の人権研修の不十分さが窺える。